



甲賀市水口町本丸1-20 水口中央公民館2階

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



R5.12月発行

大津保護観察所 研修

10月22日(金)大津保護観察所にて、甲賀市少年補導委員管外研修会を開催し、保護観察官から保護観察所の役割、保護観察処分に至る流れ、甲賀保護区内の保護観察の現状、保護司との連携など詳しく説明を受けました。

大津保護観察所長からは、『犯罪や問題行動をおこす子ども(人)への対応は、過ちそのことだけを見るのではなく、どうしてこのような状況になったのかを想像し、生きづらさの背景を知ることが大切だ。』『知ることによって声のかけ方が変わり、立ち直るきっかけになる。』など、背景を知り丁寧に対応することが、社会との架け橋となり更生につながることで、また、「誰もが住みよい明るい社会をつくるために、地域で取り組んでいかなければならない。」と、安心で安全な環境の大切さについてご講話いただきました。

青少年の健全育成のために

私たち大人は、未来のある子どもたちが明るく健全に育つように、誰もが願っています。しかし、現代社会は子どもたちにとって適切な環境ばかりとは言えず、特に新型コロナウイルス拡大からコロナ禍の世の中になり、今年度5月には5類に移行されましたが、この3年余りの間に大きな変化がありました。子どもたちは、どこでも誰とでもつながれるSNSの広がりや有害な情報の氾濫など危険と隣り合わせで、大麻など新たな問題や闇バイトなどの犯罪に巻き込まれるなどの心配な状況があります。

このような社会の中での子どもの問題行動は、子どもが苦しい心のサインを発信しているのです。ですから、社会全体で子どもたちの小さなサインやシグナルを見逃さない見守りと、過った行動をした場合、自分の過ちに気付かせ、立ち直る機会を与える環境が必要になるのです。

青少年の犯罪は原則「保護処分」

犯罪を起こした場合、成人と青少年の対応は大きく違います。その違いは、成人は**刑罰**を科せられますが、青少年は原則、保護事件として扱われ保護の必要な場合は「保護処分」を受け、**保護**されることになります。

青少年と成人 保護事件と成人事件 保護と刑罰

この「青少年の保護」の法的根拠が少年法です。少年法の**保護主義**の理念は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正および環境の調整に関する保護処分を行うことを目的とする」と少年法第一条にあります。また、手続きも違います。成人の刑事事件は罪を犯した人に、刑罰を科す手続きをします。少年事件・少年犯罪は、非行という過ちを犯した少年に対し、必要ならば「保護処分」の手続きを行います。

保護処分には、

- ☐ 保護観察
- ☐ 児童自立支援施設・児童養護施設送致
- ☐ 少年院送致

があり、青少年の処分は更生・矯正教育を受けることで、適切な対応をするために私たち大人は、これらのことを理解しておく必要があります。

小さなことから丁寧に適切な対応を

“大事は小事より起こる”との諺があるように、小さな時の過った行動やその積み重ねから、大きな犯罪につながることもあります。小さなことでも、丁寧に適切な対応をすることで、問題行動の未然防止や過った道に進むことを防ぐことができます。「大した事ではないので」「子どものことなので」と、警察に連絡するかどうか迷いながらも連絡しなかったことで、適切な保護を受ける場を与えられなかったことになる場合があります。

少年法の保護主義の理念により、警察で指導を受けたことで将来にわたって影響を受けることはありません。必要ならば警察などの関係機関と連携をして、適切な時期に適正な養育や教育を受け青少年の健全育成に向けて、地域の一員として協力していきたいものです。また、「この人のことなら聞いてみよう。」と思える信頼関係を築き、安全で安心な居心地のよい地域を創っていききたいものです。

薬物乱用防止功労者表彰

滋賀県薬物乱用対策推進本部長表彰

祝

おめでとうございます

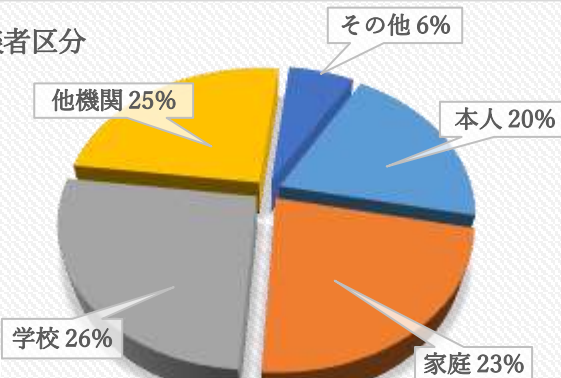
信楽地区少年補導委員会 様

藤原也之亮 様

安田 諭 様

長年にわたり薬物乱用防止活動に尽力され、功績・貢献のありました団体並びに個人に感謝状の贈呈がありました。今後もよろしくお願いいたします。

相談者区分



R5 少年センター相談受理状況

R5 年 4 月～R5 年 10 月末合計延べ 812 件 (R4 年 10 月末まで 685 件)
面談等 241(236) 電話 542(412) メール 29 (37)

内 容	R 5 10 月末	R 4 10 月末	内 容	R 5 10 月末	R 4 10 月末
盗癖・窃盗	13	3	暴力行為	38	2
校内暴力	30	10	家庭内暴力	10	17
たかり・恐喝	2	5	薬物乱用	7	0
家出	20	3	無断外泊	7	0
深夜徘徊	3	0	金銭乱用	4	1
道路法違反	2	1	不登校	81	46
学校・学業	46	43	就職・仕事	22	38
家庭	10	8	しつけ生活	407	457
交友	20	30	性	6	2
発達障害	0	1	健康・身体	0	4
いじめ	67	0	虐待	14	3
有害環境	0	1	その他	3	10

○相談者内訳

本人	162	293	家庭	185	119
学校	211	142	職場	11	6
関係機関	231	118	その他	12	7

○相談対象少年内訳

小学生以下	61	48	中学生	272	131
高校生	139	167	学生その他	82	17
有職少年	192	225	無職少年	66	97

◆相談活動の現状

本年度 10 月末時点では、延べ受理件数が 812 件(前年同時期 685 件、約 1.2 倍)と増加しています。

相談者区分としては、本人からが 162 件(前年同時期 293 件、-131 件)で減少していますが、家庭からが約 1.6 倍、学校からが約 1.5 倍、関係機関からが約 2 倍と増加しました。

対象少年別では小・中学生に対する相談が合計 333 人(前年同時期 179 人、約 1.9 倍)となり、大幅な伸びを示しているなど、その対象者に「低年齢化傾向」が見られます。

また、相談内容的にも「非行相談」に関し、本年度 136 件(前年同時期 42 件(+94 件、約 3.2 倍)と大幅な伸びを示しており、特に「暴力行為・校内暴力・家出」の多くは対象者が小・中学生になっています。

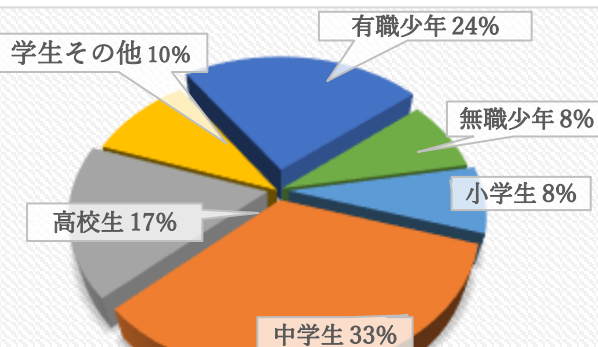
更に、これまで相談等が殆ど無かった「薬物乱用(情報提供も含む)」については、対象者が有職・無職少年がらみであるなど、今後の広がり懸念される状況にあります。

「非行相談以外」では、「不登校・引きこもり」の多くが高校生世代や大学生(休学中)であり、「いじめ」「虐待」の対象者については小・中学生が殆どとなっています。

◆増減理由

増減の理由として、本年度の相談件数の増加は 4 月に入った直後から始まっているのですが、コロナ禍における行動制限が緩和されても家庭・学校生活の変化が未だ継続していることで親子間や友人間でストレスを感じ、これらによって家庭や学校生活においてトラブルが継続的に発生していることが要因の一つと考えられます。

事実、増加している「暴力行為・校内暴力・家出・いじめ・虐待相談」の多くはその対象者が小・中学生であり、家庭や学校、関係機関からの相談が増加していることから、この状況を裏付けることができます。



相談対象少年学職

困ったときは

ひとりで悩まないで 気軽に電話を!

秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、

家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(9 時 00 分～16 時 00 分)

年末年始、土、日、祝日は休み

(0748) 62-6010

k-syonen@city.koka.lg.jp

